

別紙3 国産シェア拡大対策（麦・大豆）

第1 趣旨

国産麦・大豆については、堅調な需要がある一方、作柄が天候による影響を受けやすく、供給量や品質が安定していない。このことから、需要の大宗を輸入で賄う状況が続いている。また、ロシア・ウクライナ情勢を始めとする国際情勢の変化等により、輸入依存度の高い麦・大豆の安定供給に対するニーズが高まっており、食品関係企業において、原料の調達先を外国から国内に見直す気運が高まっている。

こうした情勢の変化を踏まえ、本事業では、麦・大豆の生産拡大に向けた農業機械や乾燥調製施設等の導入を支援することにより生産基盤を強化しつつ、調整保管機能を有するストックセンターや国産麦・大豆の利用拡大に向けた処理加工施設の整備を支援することで、安定供給体制の構築を目指すものとする。

第2 事業の内容等

本事業の内容等は以下に定めるとおりとする。

- I 麦・大豆機械導入対策
- II 麦・大豆生産・加工施設整備対策
- III 麦・大豆ストックセンター整備対策

第3 対象となる作物

麦（小麦、大麦及びはだか麦に限り、種子用を含む。）及び大豆（種子用を含む。）とする。

第4 採択要件

本要綱別表1のIの3の（1）の採択要件欄のウ及びIIの3の（1）の採択要件欄のウの別記1別紙3に定める要件とは、本要綱第4の（1）のウの麦・大豆国産化プラン（以下「国産化プラン」という）が策定されていることとする。

なお、国産化プランには、麦・大豆生産の現状及び課題、その課題解決に向けた取組方針、産地と実需者との連携方針、麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割について記載し、都道府県知事の承認を得るものとする。

第5 推進指導

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うものとする。また、本事業に取り組む産地において需要に応じた生産

が行われるよう、実需者と協議を行いながら生産量等を決定するとともに、特に麦については、播種前契約を超えた数量の余剰分の取扱いについて事前に当事者間で合意を得ておく等需給を踏まえた対応が行われるよう、指導を行うものとする。

第6 その他

1 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性を確保するため、都道府県知事は、助成対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の8月末までに公表を行うものとする。

2 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体が本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、事業実施主体は都道府県知事の指導の下、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告内容や是正措置等が適切かどうか確認の上、地方農政局長等に報告するものとする。

I 麦・大豆機械導入対策

第1 事業実施主体

- 1 事業実施主体は、次の者とし、以下に定める基準を満たすこととする。
 - (1) 農業者の組織する団体
 - (2) 地域農業再生協議会
 - (3) 都道府県
 - (4) 市町村
 - (5) 都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体
- 2 第1の1の(1)については、以下の①から③までに定める基準を満たすものをいう。
 - ① 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。
 - ② 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
 - ③ 受益農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。
- 3 第1の1の(2)については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会をいう。
- 4 第1の1の(5)の都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体は次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 地方公共団体が出資している農業研究機関
 - (2) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体
- 5 第1の1の事業実施主体のほか、事業実施主体の農業者の組織する団体又は地域農業再生協議会が策定する国産化プラン及び事業実施計画書（以下「事業計画」という。）に取組の中心的な農業者等（以下「事業実施者」という。）として位置付けられた農業者、農業者の組織する団体及び民間事業者は本事業に取り組むことができるものとする。

なお、民間事業者とは、農業支援サービス事業の展開を行う事業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者とする。

第2 事業の内容等

- 1 麦・大豆の生産拡大及び事業の成果目標の達成に必要な機械（アタッチメントを含む。）・施設（以下「機械等」という。）であり、次の基準を満たす機械等の導入、リース導入又は改良（以下「導入等」という。）に要する経費を補助するものとする。

また、本事業で補助対象とする機械等については、農業機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準

は適用しないものとする。

- (1) 事業費が導入する機械等ごとに50万円以上5,000万円未満であること。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費は、機械ごとに50万円以上10,000万円未満とする。なお、5,000万円以上の農業機械の導入に係る上限事業費は、当該機械ごとの受益面積1haにつき75万円とする。
 - (2) 導入する機械等については、原則、新品であること。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、事業実施主体が適正と認める価格で取得された機械等であって、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
 - (3) 農業機械をけん引するため、当該機械とともに導入等を行う乗用トラクターについては、以下に掲げる要件を全て満たすもの。
 - ア 専ら、麦・大豆の生産に使用するものであること。
 - イ 導入等に係る経費が、同種の機能を有する自走式農業機械と比較して安価であること。
 - ウ 乗用トラクターの規格が、導入等を予定する機械に対して適切なものであること。
 - (4) トラック、パソコン、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（同時に導入する農業機械に設置するものを除く。）等、麦・大豆の生産以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
- 2 補助率は、機械・施設の導入費用の1/2以内とする。リース導入等の場合は、物件相当額の1/2以内とする。

第3 成果目標等

1 成果目標の基準

成果目標の基準は、別表に定めるとおりとする。

2 目標年度

麦の生産に係る目標年度は事業終了年度の翌々年度、大豆の生産に係る目標年度は事業終了年度の翌々年度とする。

第4 機械等の導入等に係る留意事項

1 機械等の導入等に当たっての共通の留意事項

- (1) 導入等する機械等の能力・規模が、受益農業従事者数及び受益面積の範囲等からみて適正であること。

また、補助対象事業費が、実勢価格により算定されており、その規模について

は、事業実施に必要最小限なものであること。

- (2) 導入等する機械等は、既存の機械等の代替として同種・同能力のもの（いわゆる更新と見込まれるもの）ではないこと。
- (3) 機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、事業実施主体又は事業実施者（以下「事業実施主体等」という。）において、AGMIRUの活用等を通じて複数の業者（原則3者以上）から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。
- (4) 導入等する機械等について、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれること。
- (5) 事業実施主体等が、国庫補助事業により機械等の導入等に対する支援を受けていた実績がある場合は、当該機械等の法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
- (6) スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を取得するIoT機器搭載機械等）、農業ロボット（収穫ロボット等）等を導入及びリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、事業実施者（事業実施者以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸し付けの対象となる者）は、そのデータ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。
- (7) 農業機械が取得する位置情報及び作業時間に関するデータ（以下「農機データ」という。）について、農業者等が当該データを当該農業機械のメーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、本事業を活用してトラクター又はコンバインを導入又はリース導入する場合は、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーのものを選定する必要がある場合を除き、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤への表示等を通じて、データを連携できる環境を既に整備している又は整備する見込みであるメーカーのものを選定すること。
- (8) 本事業により導入等した機械等には、本事業名等を表示するものとする。

2 機械等を導入又は改良する場合の留意事項

- (1) 機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。
- (2) 事業実施主体は、機械等の導入又は改良を行った場合は、本要綱別記様式第10号に定める財産管理台帳の写しを都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- (3) 事業実施主体等以外の者に貸し付けることを目的として機械等を導入又は改良する場合については、次によるものとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、事業実施主体と都道府県知事が協議するものとし、当該事項を変更する場合であっても同様とする。

イ 事業実施主体等が賃借料を徴収する場合は、原則として、次の算式により算出される額以内であることとする。

$$\text{事業実施主体等負担（事業費－補助金）} \div \text{当該機械等の耐用年数} \\ + \text{年間管理費}$$

ウ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、事業実施主体等は、賃借契約に明記した事項が当該機械等の利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

3 機械等をリース導入する場合の留意事項

(1) 機械等のリース期間は、2年（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(2) リースによる導入に対する補助額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

リース料助成額＝

$$\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \times \text{助成率（1} \div \text{2以内）}$$

ただし、リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。また、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

（リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合）

$$\text{リース料助成額} = \text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \\ \times (\text{リース期間} \div \text{法定耐用年数}) \\ \times \text{助成率（1} \div \text{2以内）}$$

（リース物件のリース期間満了時に残存価格を設定する場合）

$$\text{リース料助成額} = (\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} - \text{残存価格}) \\ \times \text{助成率（1} \div \text{2以内）}$$

(3) 事業実施主体等は、事業計画の作成に当たり、リース事業者に機械等を納入する事業者を複数の業者（原則3者以上）からの見積りにより選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(4) 事業実施主体等は、(3)の選定結果及びリース契約に基づき機械等を導入し、都道府県知事に対し補助金の支払請求を行う場合は、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(5) 事業実施主体等は、リース料助成金の支払先としてリース事業者を指定するこ

とができるものとする。

第5 実施基準

- 1 事業実施主体等が自己資金や国等の助成事業により実施している若しくは実施する予定となっている又は既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。
- 2 補助対象経費は、本事業に直接要するものとして明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額、事業量等が確認できるもののみとする。
- 3 第1の2の③の受益農業従事者が事業開始後にやむを得ず5名に満たなくなった場合は、新たに受益農業従事者を募ること等により、5名以上となるように努めるものとする。
- 4 事業実施主体は、本事業の実施後においても、成果目標の達成に向けて、麦・大豆の生産拡大に向けた取組を継続することとする。
- 5 農林水産省が本事業により得られた取組や成果の普及を図ろうとするときには、これに協力するものとする。

第6 事業実施の手続

1 事業計画の作成

- (1) 事業実施主体は、別紙様式第I-1号により、事業計画を作成し、当該事業実施主体が所在する都道府県知事へ提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業計画を審査し、2の(1)の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別紙様式第I-2号により都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成して、地方農政局長等に提出し、その妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

なお、都道府県が事業実施主体となる事業計画についても、都道府県計画に記載するものとする。

都道府県計画の提出に当たっては、事業計画を添付するものとする。

2 事業計画の審査基準等

- (1) 都道府県知事は、審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
 - ア 事業実施主体が第1の基準を満たしていること。
 - イ 国産化プランの内容及び地域の状況を踏まえた取組であること。
 - ウ 第3の1の成果目標の基準を満たしていること。
 - エ 事業内容が成果目標の達成に結び付く取組であること。
 - オ 第4に掲げる留意事項を全て満たしていること。
- (2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らして適切と認めた事業計画について、別表の成果目標の基準により算出された当該事業計画のポイントを確認し、取りまとめの上、都道府県計画にポイントを記載するものとする。

3 予算額の配分及び事業計画の承認

- (1) 地方農政局長等は、1の(2)の協議を受けた場合は、その内容を点検し、適切と認められる場合は、その結果について農産局長に報告するものとする。
 - (2) 農産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、別添の採択基準に基づき、配分対象となる事業計画及び都道府県ごとに配分する補助金の交付額を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
 - (3) 都道府県知事は、地方農政局長等との都道府県計画の協議終了後に、事業計画を承認するものとする。
- 4 事業計画について、成果目標の変更に係る手続は、1に準じて行うものとする。

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業実施主体等が、本要綱第6第2項第1号に基づき、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、あらかじめ、都道府県知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第I-3号により作成し、都道府県知事に提出するものとする。

また、都道府県知事は提出された交付決定前着手届の写しを地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体が都道府県の場合であって、交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別紙様式第I-3号により作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1)のただし書きにより交付決定前に事業に着手する場合にあっては、本要綱別記様式第1号-3に定める交付申請書に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- (3) 都道府県知事及び地方農政局長等は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体等を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分行うことにより、事業が適正に行われるよう努めるものとする。

6 管理運用

- (1) 事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した機械等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、当該機械等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等と協議するものとする。

第7 不用額の返還

地方農政局長等は、都道府県に交付した補助金に不用額が生じることが明らかに

なったときは、補助金の一部若しくは全部を減額し、又は都道府県知事に対し、既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を別紙様式第Ⅰ－4号により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は1により報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うものとする。
- 3 都道府県知事は、1により報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の8月末日までに別紙様式第Ⅰ－5号により地方農政局長等に報告するものとする。
また、2の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、3の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

第9 事業実施結果の評価

- 1 事業実施主体は、別紙様式第Ⅰ－6号により事業評価シートを作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により報告された事業評価シートの内容を検討し、事業実施主体の自己評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて点検を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価シートを作成し、及び報告するよう指導・助言するものとする。
- 3 都道府県知事は、1及び2により報告された事業評価シートを取りまとめ、同年度の8月末日まで別紙様式第Ⅰ－7号により地方農政局長等へ報告するものとする。
なお、取りまとめに当たっては、必要に応じて事業実施主体から聞き取りを行うものとする。
- 4 都道府県知事は、事業評価の結果について公表するものとする。
- 5 都道府県知事は、1及び2により報告された事業評価シートの内容を検討し、目標年度において成果目標が達成されていないと判断した場合には、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行っ

てから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別紙様式第I-8号により提出させるものとする。

なお、当該改善計画に基づく取組の実施結果の検討及び評価は、1から3までに準じて行うものとする。

6 都道府県知事は、5により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。

7 地方農政局長等は、3及び6により報告のあった場合には、検討会を開催する等により成果目標の達成状況等を評価し、成果目標が達成されていないと判断した場合には、必要に応じて都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うものとする。

8 地方農政局長等は、3及び6により報告のあった内容及び改善計画の写しを農産局長に報告するものとする。

また、7の指導・助言を行った場合には、その内容についても農産局長に報告するものとする。

第10 その他事業実施主体及び事業実施者は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図るため、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入に努めるものとする。

別添

表・大豆機械導入対策の採択基準について

本事業の都道府県の予算額の配分については、以下のとおり、事業計画の成果目標等に応じて配分対象となる事業計画を決定し、予算の範囲内で配分するものとする。

- 1 農産局長は、予算の範囲内で別表に掲げる成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。
- 2 1により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業計画が複数ある場合は、要望額の小さい事業計画から順に配分対象とするものとする。

なお、事業計画の要望額の全額を配分できない場合は、配分対象としないものとする。

(別表) 成果目標の基準

成果目標の選定及びポイント算定の留意点等	
a	小麦、大麦・はだか麦若しくは大豆又はこれらの種子ごとに成果目標ポイントを算出するものとする。複数品目を対象として事業を実施する場合にあつては、品目ごとに算出したポイントを平均して算出されたポイントを使用するものとする。 なお、種子について、小麦及び大麦・はだか麦と大豆の両方で取り組む場合は、それぞれで成果目標ポイントを算出した上で平均するものとする。
b	次の1又は2の区分Aから成果目標を1つ選択し、又は次の3から成果目標を1つ選択し、成果目標ポイントを算出するものとする。なお、麦・大豆生産技術向上事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3474号農林水産事務次官依命通知）別表1の1から3までに取り組むに当たり選択した成果目標は選択できないものとする。
c	区分Bに該当する項目がある場合は、当該ポイントを加算するものとする。
d	現状値は、原則、事業実施年度の前年度とする。
e	水田と畑地の両方で対象作物が作付けされている場合は、作付割合の高い農地の成果目標を選択するものとする。
f	事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する事業計画は採択しないものとする。 ・ 選択した成果目標のポイントが0ポイントの場合 ・ 成果目標ポイントの合計が5ポイントに満たない場合

1 水田

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント

	8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
③ 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
④ 団地化率の向上	団地化率が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	団地化率が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り選択可)	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・10ポイント 5ポイント以上・・・8ポイント 4ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント
⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント

<p>⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合選択可)</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>
<p>⑧ 労働時間の削減</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
<p>B 加算</p>	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2ポイント</p> <p>② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>③ 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 （ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 （イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p> <p>④ 品質分析を実施し、次作の栽培管理に活かす取組を行う場合・・・2ポイント</p> <p>⑤ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント</p> <p>⑥ 水稲裏作として小麦の作付面積を拡大する場合・・・2ポイント</p> <p>⑦ 事業実施地域（全部又は一部を含む）において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合（令和5年度及び6年度中に限り、協議の場（基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。）を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。）・・・2ポイント</p>	

(2) 大豆生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A	① 作付面積の拡大	作付面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	作付面積が現状より3%以上増加。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
	② 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	③ 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
	④ 団地化率の向上	団地化率が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	団地化率が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	⑤ 団地化面積の向上 (現状の団地化率が80%を超えている場合に限り)	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント	作付面積に占める団地化面積の割合が現状より2ポイント以上増加。 6ポイント以上・・・10ポイント 5ポイント以上・・・8ポイント

	選択可)	3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	4ポイント以上・・・6ポイント 3ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント
	⑥ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント
	⑦ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント	作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント
	⑧ 労働時間の削減	10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント
B 加算	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 主食用米の作付面積が現状より減少する場合・・・2ポイント</p> <p>② 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>③ 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>（ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p>		

④	3年以上の複数年契約の締結する場合	・・・2ポイント
⑤	実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合	・・・2ポイント
⑥	フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合	・・・2ポイント
⑦	事業実施地域（全部又は一部を含む）において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合（令和5年度及び6年度中に限り、協議の場（基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。）を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。）	・・・2ポイント

2 畑地

(1) 小麦及び大麦・はだか麦の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A	① 単収の増加	地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント
	② 生産コストの削減	10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	10a又は60kg当たり生産コスト（物財費）を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント
	③ スマート農業技術の導入割合の増加	スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント	スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。 55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント

<p>④ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>
<p>⑤ 労働時間の削減</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
<p>B 加算</p>	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>② 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。</p> <p>（ア）法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画</p> <p>（イ）法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p> <p>③ 品質分析を実施し、次作の栽培管理に活かす取組を行う場合・・・2ポイント</p> <p>④ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント</p> <p>⑤ 小麦の生産に新規で取り組む場合・・・2ポイント</p> <p>⑥ 事業実施地域（全部又は一部を含む）において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合（令和5年度及び6年度中に限り、協議の場（基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。）を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。）・・・2ポイント</p>	

(2) 大豆の生産に係る成果目標等

区分	成果目標	成果目標の基準及びポイント	
		右記以外	事業費が機械ごとに5,000万円以上10,000万円未満の農業機械を導入する場合
A	① 作付面積の拡大	<p>作付面積が現状より2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積が現状より3%以上増加。</p> <p>11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
	② 単収の増加	<p>地域平均と比較した単収が現状より2ポイント以上増加。</p> <p>10ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>地域平均と比較した単収が現状より3ポイント以上増加。</p> <p>11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・2ポイント</p>
	③ 生産コストの削減	<p>10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a又は60kg当たり生産コスト(物財費)を現状より2%以上削減。</p> <p>11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
	④ スマート農業技術の導入割合の増加	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より10ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 30ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 10ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>スマート農業技術の導入割合が現状より11ポイント以上増加。</p> <p>55ポイント以上・・・10ポイント 44ポイント以上・・・8ポイント 33ポイント以上・・・6ポイント 22ポイント以上・・・4ポイント 11ポイント以上・・・2ポイント</p>

<p>⑤ 需要に応じた品種転換 (実需者と播種前契約を結ぶ場合に限り選択可)</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より4ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 12ポイント以上・・・6ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>作付面積に占める需要に応じて導入する品種の作付面積の割合が現状より5ポイント以上増加。 22ポイント以上・・・10ポイント 18ポイント以上・・・8ポイント 14ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>
<p>⑥ 労働時間の削減</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より2%以上削減。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</p>	<p>10a当たり労働時間を現状より3%以上削減。 11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>
<p>B 加算</p>	<p>以下から最大2つ選択し、ポイントを加算することができるものとする。</p> <p>① 複数の実需者と情報交換会を開催する場合・・・2ポイント</p> <p>② 以下のいずれかに該当する場合・・・2ポイント</p> <p>ア 事業実施主体の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（以下この表において「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 (ア) 法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 (イ) 法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画</p> <p>イ 事業実施地域が法第16条第1項に規定する基本計画で定められた特定区域の全部若しくは一部を含む又は交付決定までに特定区域の設定が見込まれる場合。</p> <p>③ 3年以上の複数年契約の締結する場合・・・2ポイント</p> <p>④ 実需者と連携し新品種又は新技術の導入実証に取り組む場合・・・2ポイント</p> <p>⑤ フレコン又はフレコンに準ずる形態で出荷する場合・・・2ポイント</p> <p>⑥ 事業実施地域（全部又は一部を含む）において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下この表において「基盤強化法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。）が策定されている場合（令和5年度及び6年度中に限り、協議の場（基盤強化法第18条に規定する協議の場をいう。）を設置し、少なくとも1回は協議を行い、今後の予定を決めている場合を含む。）・・・2ポイント</p>	

3 小麦、大麦・はだか麦及び大豆の種子生産に係る成果目標

成果目標	成果目標の基準及びポイント
① 種子生産ほ場の集約化	集約面積が現状より2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・15ポイント 8%以上・・・・・・・・・・12ポイント 6%以上・・・・・・・・・・9ポイント 4%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント
② 種子の合格率の向上	種子の合格率を現状（直近5中3）の値と比べて2ポイント以上向上。 10ポイント以上又は合格率が100%・・・・・・・・15ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント
③ 種子の生産面積の拡大	種子の生産面積が2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・15ポイント 8%以上・・・・・・・・・・12ポイント 6%以上・・・・・・・・・・9ポイント 4%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント
④ 種子更新率の向上	種子の更新率を現状（直近5中3）の値と比べて1ポイント以上向上。 5ポイント以上又は更新率が100%・・・・・・・・15ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント
⑤ 災害対策用種子の備蓄割合の増加	災害対策用種子の備蓄割合が現状（直近5中3）より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・15ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント

<p>⑥ 他の都道府県へ供給する種子の作付割合の増加</p>	<p>他の都道府県へ供給する種子の作付割合を現状（直近5中3）の値と比べて1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・・・・・・・・15ポイント</p> <p>4ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>3ポイント以上・・・・・・・・・・9ポイント</p> <p>2ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>1ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント</p>
--------------------------------	---